

第2章 史跡洲本城跡を取り巻く環境

1. 自然的環境

(1) 洲本市の位置・交通

洲本市は、淡路島の中央部に位置し、東は大阪湾、西は播磨灘に面し、北は淡路市、南は南あわじ市に接している。総面積は182.38k㎡で、淡路島(595.71k㎡)の約30.6%、県土の約2.2%を占めている。神戸・大阪まで50～70kmの距離にあり、本州と四国を結ぶ大動脈である神戸淡路鳴門自動車道が南北を縦断するほか、島内の幹線である国道28号や県道が地域拠点間を結んでいるなど、都市間、地域間交通の要衝として重要な地位を占めている。

また、平成30年(2018)より洲本市と大阪を結ぶ『深日洲本ライナー』が土日祝を限定に航路再開を行っている。これにより、大阪方面から洲本市への広域的な観光振興の促進が期待されている。



図2-1 洲本市の位置
(国土地理院より一部追記)



図2-2 洲本城跡の位置(「洲本市地域公共交通基本計画」より一部追記)

(2) 洲本城の位置

洲本城は別名「三熊城」と呼ばれているが、これは洲本城の周辺に「熊」と名の付く山が3箇所あるため（高熊山・乙熊山・虎熊山）で、「三熊山」はその総称である。本城の天守台の標高は132.6m、西の丸（高熊山）は135.5m、乙熊山は152.25mで、乙熊山が最も高い位置にある。洲本城天守台は高熊山の東側に位置し、天守台からは大阪湾と洲本平野を一望できる。



図 2-3 洲本城跡と三熊山の位置図

(3) 気候

洲本市は大阪湾に面した瀬戸内気候区に属し、モンスーンの影響が少なく、年間を通して少雨で、晴天が続くことが特徴である。平均気温は15.4℃、年降水量は約1,500mm（平成29年（2017））で、特に夏季の降水量が少ない。湿度はやや高めであるが年間を通じて平均2.2m/s程度の穏やかな風があり、夏場も比較的過ごしやすい。

この地域は古代から水不足に悩まされ続けてきたため、灌漑を目的とした溜池が多く存在することも特徴として挙げられる。

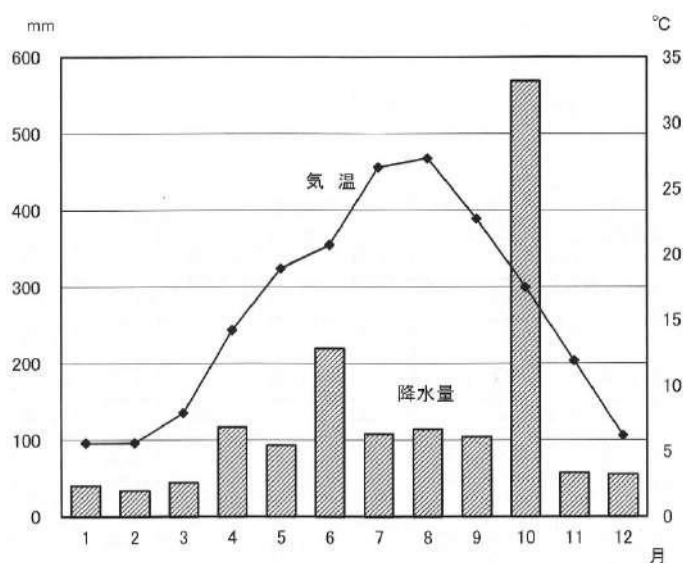


図 2-4 月別平均気温・降水量（平成28年）
（洲本市統計書（平成29年）より）

(4) 地形・地質

洲本市の中心には洲本川が流れており（図 2-3 参照）、その周辺には扇状地性低地・三角州低地が広がっている。洲本城跡は洲本川が大阪湾に流れ込む河口の南側、三方を低地に囲まれた標高約 130m の丘陵地の山頂付近に位置している。（図 2-5 参照）

また、洲本城跡が位置する三熊山は、淡路島南側に広がる和泉層群（大阪・和歌山の境界の和泉山脈から淡路島を経て讃岐山脈に続く一連の層群）に含まれており、地質は主に礫岩・砂岩・泥質岩の互層から成り立っている。（図 2-6 参照）

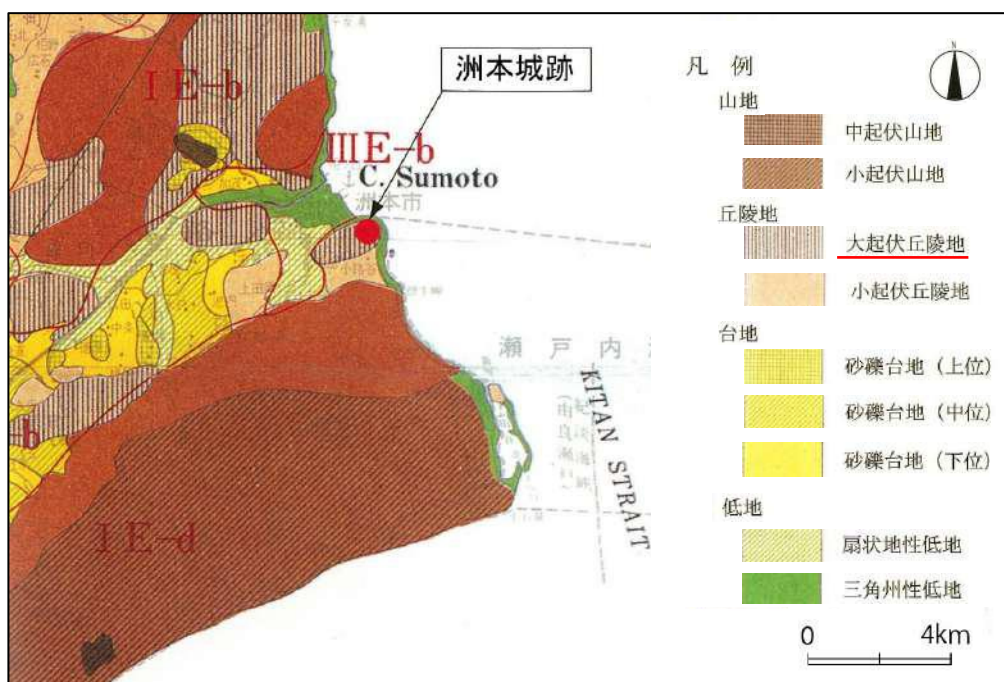


図 2-5 周辺地形図（『史跡洲本城跡保存管理計画策定報告書』より）

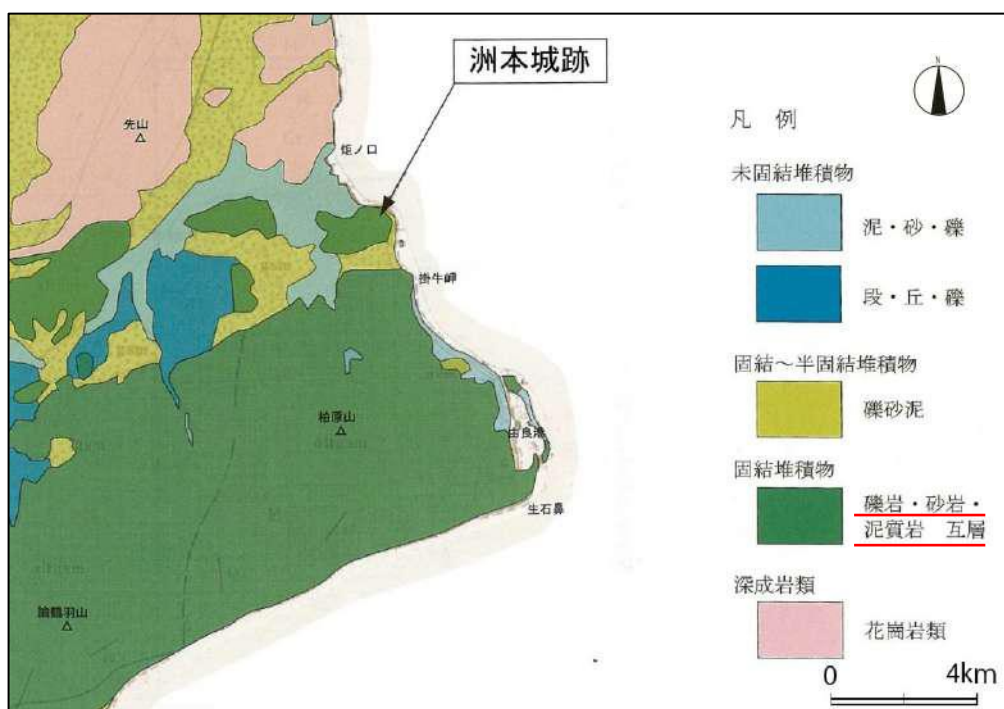


図 2-6 周辺地質図（『史跡洲本城跡保存管理計画策定報告書』より）

(5) 植生

三熊山は、人為的な影響をかなり受けており、二次林のスダジイ群落、ウバメガシ群落、アカマツーモチツツジ群落、コナラ群落が多くを占めている。しかし北斜面には比較的自然性の高いコジイーカナメモチ群集が残存している。この群落も人的な影響を受けていたと考えられるが、現在ではかなり回復している。

この三熊山のコジイーカナメモチ群集は、兵庫県下においても比較的大きな面積で残されている部類に入る。また、ミミズバイ、タイミンタチバナ、ヤマビワ、トキワガキなど南方系の植物も豊富に生育しており、貴重な存在である。

また、山中のため池には、ジュンサイやフトヒルムシロなど比較的きれいな水にしか生えない群落が見られ、ナガエミクリなどの貴重種も存在している。

問題点としては、以前三熊山の南面にあった植物園からハクサンボクが逸出し、分布を拡大している。ハクサンボクはもともと淡路島には分布していなかった種であり、注意が必要である。しかし、三熊山の自然は豊かであり、これを保護し、次の世代に引き継いでいくことが必要である。

(『洲本市三熊山植生調査報告』武田義明氏 より抜粋)

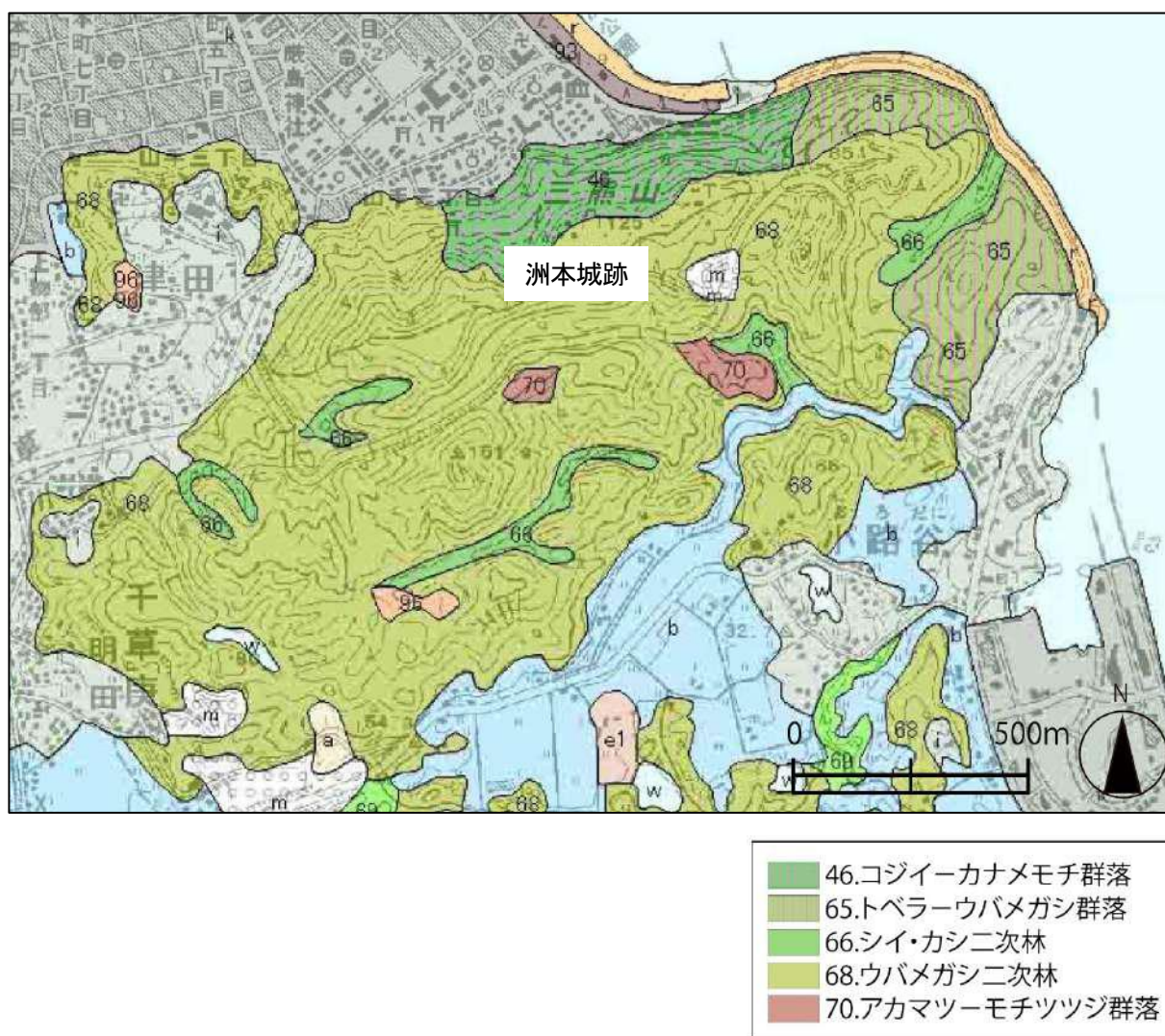


図 2-7 植生図 (植生調査 第 6 回～第 7 回 (1999-2012) より)

2. 歴史的環境

(1) 縄文時代

洲本城跡周辺の縄文時代の遺跡としては、武山遺跡、池の内大池遺跡、金屋遺跡が周知されている。武山遺跡は、洲本平野で最も古い遺跡で、縄文時代前期から集落の営みが確認されている。

(2) 弥生時代

武山遺跡から洲本川を遡るように集落が広がっていく。方形周溝墓から朱塗りの木製横杓子が出土した下加茂遺跡や、洲本川中流域の拠点集落で、播磨や河内、摂津、和泉、紀伊の土器が出土している下内膳遺跡、鉄鏃、鉄鉈が出土した上流域の波毛遺跡等、洲本川左岸の扇状地上に中期後半まで拠点集落として存続する。弥生時代中期後半になると下加茂岡遺跡や寺中遺跡等、集落が丘陵上に移動し、洲本川右岸にも馬木遺跡等の集落が展開する。下内膳遺跡周辺でも、下内膳遺跡を取り囲むように北側背後の丘陵に遺跡（中津原遺跡や大森谷遺跡等）が点在する。

(3) 古墳時代

丘陵上の集落は姿を消し、下内膳遺跡や波毛遺跡に集約される。周辺には明確な前期・中期古墳は確認されていない。コヤダニ古墳からは、三角縁神獣鏡（図 2-8）が出土しており、前期古墳に含まれる可能性がある。また宇山牧場古墳 1 号墳からは、五銖銭・素文鏡が出土しており、前期まで遡る可能性が考えられている。後期古墳は、コヤダニ古墳周辺の下加茂岡群集墳の外は、曲田山古墳や先山古墳、明田丸山古墳等、洲本川右岸側に多く見られる。また、洲本川下流域に旧城内遺跡や山下町居屋敷遺跡等の製塩遺跡が確認される。旧城内遺跡では、箱式石棺が確認されており、製塩に携わった人の墓と考えられる。



図 2-8 三角縁神獣鏡

(4) 古代

庄慶陶瓦窯跡や土生寺陶瓦窯跡の窯跡が確認される。庄慶陶瓦窯跡は、7 世紀中頃と 8 世紀初頭で須恵器生産が地方に拡大する初期段階のものである。土生寺陶瓦窯跡は、藤原宮出土の軒平瓦と胎土・焼成が同一のものが確認されており、藤原宮の瓦を生産していたことがわかっている。また土生寺陶瓦窯跡付近には、南海道の「大野駅」推定地の一つである野上遺跡がある。

(5) 中世

永正 16 年（1519）に阿波の三好之長^{ゆきなが}によって、淡路細川氏が事実上滅びた。その後、守護がいなくなった淡路は国人衆^{こくじんしゅう}が勢いを持ち始める戦国時代に入る。その国人衆の中で、最大の勢力を持ったのが「安宅氏^{あたぎ}」である。安宅氏は、紀州熊野出身で、淡路水軍を率いていた。安宅氏により、白巢城（写真 2-1）、炬口城^{たけのくち}、由良城等が「安宅八家衆」（江戸時代になってから呼ばれるようになったと考えられている）の城としてつくられた。阿波の三好長慶^{ながよし}は、この安宅氏に弟の冬康を養子に入れて、淡

路を支配下に入れた。しかし、冬康の死などで三好氏も徐々に衰えていった。残された淡路の国人衆も羽柴秀吉による淡路攻めの際に、降伏または滅亡した。

天正10年(1582)、本能寺の変で織田信長が亡くなると、淡路の土豪の中には、中国を支配していた毛利氏や四国を支配していた長宗我部氏につく動きがあったため、秀吉は再び淡路攻めを行った。

秀吉は、家臣の仙石秀久を洲本城に送り込むなどして淡路の支配を行った。天正13年(1585)に仙石秀久が讃岐に移ると、脇坂安治が洲本城に入城した。



写真 2-1 白巣城跡

(6) 近世

江戸時代になると、脇坂氏が伊予に移り、池田氏の支配を経て徳島藩主蜂須賀氏が淡路一国を領有することとなる。蜂須賀氏は、淡路支配の拠点を由良から洲本に移し(由良引け)、三熊山山麓に洲本御殿(下の城)を築き、これを中心に城下町を築く。この淡路支配を主に任せられたのが、筆頭家老の稲田氏である。稲田氏は、石高1万4500石に及び、歴代当主は洲本仕置や洲本城代に任ぜられた。

幕末になると、大阪湾防護のため、幕命により洲本にも台場(砲台)が築かれた。由良の高崎台場や炬口台場は、今も当時の石垣が残る、県下でも貴重な文化遺産である。高崎台場は、その後新政府により陸軍要塞へと変貌し、砲台が築造された。明治3年(1870)に起こった^{こう}庚午事変(洲本在住の蜂須賀家臣の武士が、筆頭家老稲田邦植の別邸や学問所等を襲った事件)の後、淡路は徳島から切り離され兵庫県に編入した。

(7) 近・現代

庚午事変の騒動が収まった明治4年(1871)以降、洲本のまちは淡路の中心として官庁機関の開設や近代化が進められた。主だったものに、明治7年(1874)の県支庁(当時は名東県)と巡査屯所、師範学校の開設、同8年(1875)に郵便局、兵庫県に編入された同9年(1876)に洲本区裁判所、同12年(1879)に県下初の公立中学校を設立がある。同13年(1880)に洲本・阪神間の航路開設、同29年(1896)に淡路紡績が設立された。由良では、明治29年(1896)に京



写真 2-2 紡績工場の様子

阪神防衛の拠点として、由良要塞司令部が開設、多くの砲台が整備され、由良のまちには兵舎が立ち並んだ。明治30年(1897)には、洲本尋常中学校、同36年(1903)には、淡路高等女学校も開設され、淡路島の中心のまちとして体裁を整える。昭和15年(1940)、洲本町は、県下6番目の市政を施行した。中世、近世を通じて淡路島の中心のまちとして栄えてきた洲本市は、平成18年(2006)五色町と新設合併し、“新”洲本市として新たな歴史を歩んでいる。

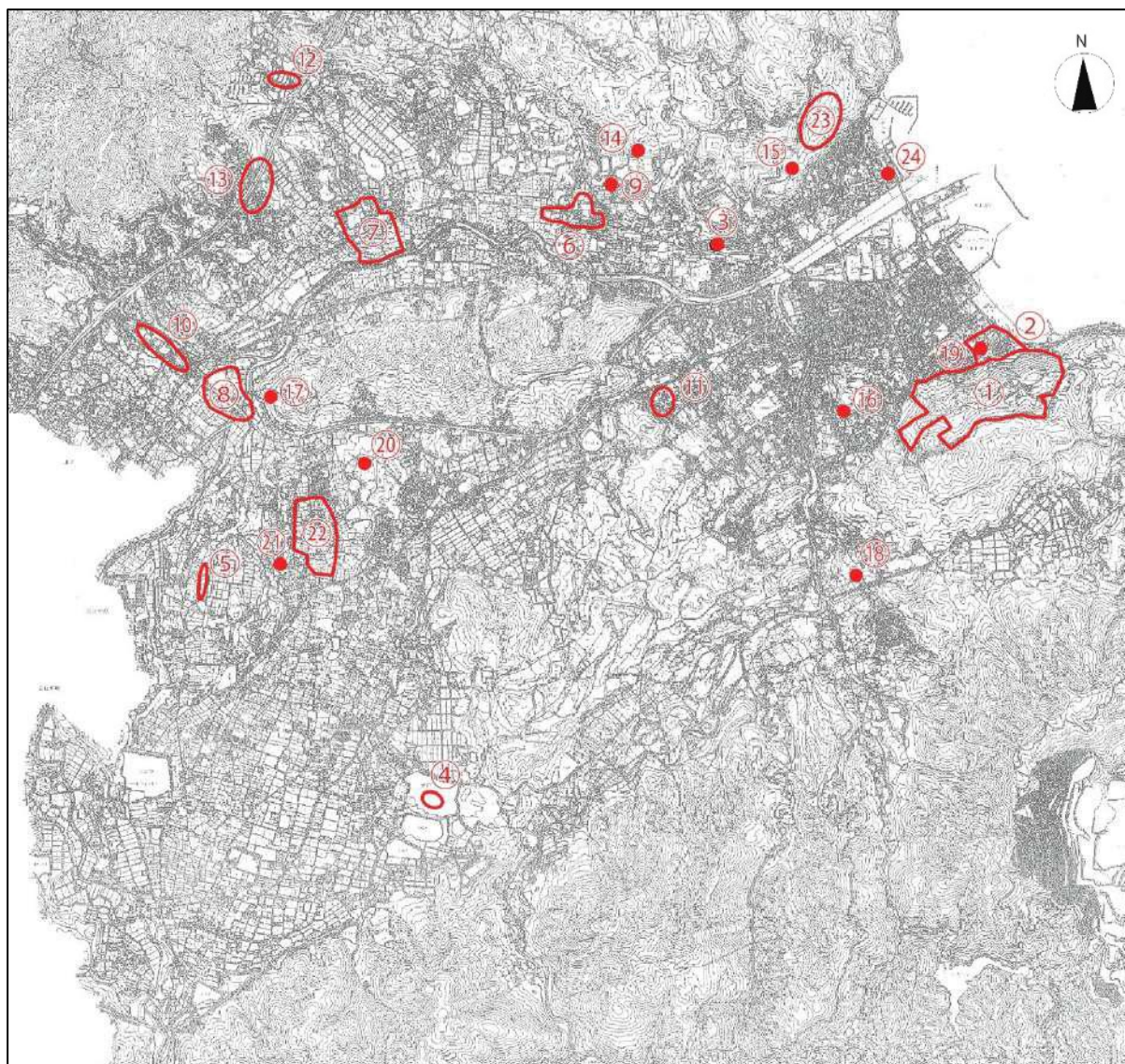


図 2-9 洲本城跡の周辺遺跡図

表 2-1 洲本城跡の周辺遺跡一覧

番号	遺跡名	番号	遺跡名
①	国史跡洲本城跡	⑬	大森谷遺跡
②	洲本城跡（下の城）	⑭	コヤダニ古墳
③	武山遺跡	⑮	宇山牧場古墳 1 号墳
④	池の内大池遺跡	⑯	曲田山古墳
⑤	金屋遺跡	⑰	先山古墳
⑥	下加茂遺跡	⑱	明田丸山古墳
⑦	下内膳遺跡	⑲	旧城内遺跡
⑧	波毛遺跡	⑳	庄慶陶瓦窯跡
⑨	下加茂岡遺跡	㉑	土生寺陶瓦窯跡
⑩	寺中遺跡	㉒	野上遺跡
⑪	馬木遺跡	㉓	炬口城跡
⑫	中津原遺跡	㉔	炬口台場跡

表 2-2 洲本市の歴史

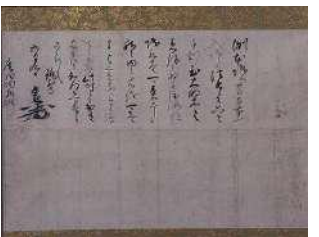
年 代	内 容
縄文時代	由良、五色町鮎原で有舌尖頭器が発見される。(宇山の武山遺跡など。)
弥生時代	下内膳遺跡で中期末と後期末の南海地震の痕跡が確認される。 (二ツ石の戎ノ前遺跡、下加茂の下加茂遺跡、広石下の飛谷遺跡など。)
古墳時代	下加茂のコヤダニ古墳から三角縁神獣鏡が出土、中川原名子の浜遺跡や山下町居屋敷遺跡等で製塩遺跡が確認される。大野の土生寺陶瓦窯で藤原宮の瓦が生産される。
奈良時代	津名郡賀茂里、物部里、安乎郷の住人が税として米、塩等を都に納める。津名郡に南海道の駅家「由良駅」「大野駅」が設置される。
延喜元年(901)	先山千光寺が創建される。
安貞 2 年(1228)	鳥飼八幡宮に石清水八幡宮から神輿が贈られたと伝えられる。
弘安 6 年(1283)	別当忍聖によって、先山千光寺に梵鐘(国重要文化財)が奉納される。
元禄 3 年(1690)	洲本の祭礼にはじめて壇尻が登場する。
天明 2 年(1782)	天明の縄騒動が起こる。(淡路最大の百姓一揆)
寛政元年(1789)	由良生石を掘削し、成ヶ島が誕生する。
寛政 10 年(1798)	藩校洲本学園所ができる。
文化 5 年(1808)	伊能忠敬が、測量のために来島する。
文化 9 年(1812)	高田屋嘉兵衛が、ロシアに抑留される。
明治 2 年(1869)	阿波・淡路の一部(津名郡四三村浦は兵庫県)が徳島藩となる。
明治 3 年(1870)	庚午事変(稲田騒動)が起こる。
明治 4 年(1871)	稲田家臣団、北海道日高国静内(現:新ひだか町)へ移住する。 洲本は徳島藩から名東県となる。
明治 7 年(1874)	名東県の県支庁、巡査屯所、師範学校が開設される。
明治 9 年(1876)	名東県が廃止される。淡路島全域が兵庫県に属する。
明治 17 年(1884)	「洲本博覧会」が開催される。
明治 22 年(1889)	洲本町が町制を開始する。
明治 33 年(1900)	海外進出のため、鐘紡紡績が淡路紡績を買収し洲本に進出する。
明治 42 年(1909)	河川改修により生じた埋立地に、鐘紡洲本第二工場が建設される。
昭和 15 年(1940)	洲本市が市政を開始する。
昭和 31 年(1956)	五色町が発足する。
昭和 60 年(1985)	鐘紡工場の繊維部門が全面閉鎖される。これに代わり、工場地区の一部が電気部品製造工場とショッピングセンターに転換された。 大鳴門橋が開通する。
平成 6 年(1994)	鐘紡工場の遊休地の活用と旧洲本港埋立地を含め、洲本市とカネボウの共同で開発整備を進める。赤レンガづくりの施設の一部を観光や文化の拠点施設として整備する。
平成 7 年(1995)	阪神淡路大震災が起こる。
平成 10 年(1998)	明石海峡大橋が開通する。
平成 16 年(2004)	台風 23 号で被害を受ける。
平成 18 年(2006)	洲本市と五色町が合併する。
平成 25 年(2013)	淡路島地震が起こる。

(8) 洲本城に関連のある市内の指定文化財

洲本市には、国・県・市の指定文化財が多数ある。その中でも特に、洲本城に関連する文化財を以下にまとめた。

表 2-3 洲本城に関連する指定文化財

名称	概要
伝新田義貞着用の甲冑 国指定(明治34年(1901)8月2日) 	戦国時代の大永7年(1527)に炬口城主安宅駿河守が、新田義貞が着用していた甲冑を、炬口八幡神社に奉納したものと伝えられている。腹巻に比べ、兜等は時代的に新しいため、全てが当初からのものではないと考えられている。
先山千光寺の梵鐘 国指定(昭和39年(1964)1月28日) 	鎌倉時代後期の弘安6年(1283)に、千光寺のために造られた淡路島最古の銅鐘。また後年の追記より、戦国時代の永正16年(1519)に安宅秀興が売り払われていた鐘を買い戻して、再び千光寺に寄進したことが刻まれている。現在も千光寺の釣鐘として鐘楼にかかっている。
旧益習館庭園 国指定(平成31年(2019)2月26日) 	この地は、寛永8年(1631)から行われた城下町建設時の石切場であった場所である。石切場として利用されたのち、徳島藩の筆頭家老稲田氏の別荘(西荘)の庭として造られた。嘉永7年(1854)、稲田氏の私塾学問所を西荘に移し、それ以後益習館と呼ばれるようになる。明治3年(1870)の庚午事変により、建物は焼失したが、庭だけが当時の面影を残している。曲田山麓に作庭された庭園は、東西に長い池泉を穿ち、山側護岸に和泉砂岩の巨石を用いた池泉回遊式庭園である。高さ4mを超える山側護岸の巨石は、庭園石材としては日本最大級である。
金天閣 県指定(昭和59年(1984)3月28日) 	寛永18年(1641)に徳島藩主蜂須賀忠英が、三熊山山麓 ^{ただてる} の洲本城内に建てた洲本御殿の一部。洲本御殿の大部分は明治維新後に取り壊されたが、この玄関と書院だけが移築され残っている。現在は、金天閣として洲本八幡神社の境内に建てられている。

白巢城跡 県指定(令和2年(2020)3月13日) 	白巢城は戦国時代の山城で、淡路島の有力国人であった安宅氏の居城であったといわれており、安宅八家衆の城のひとつに数えられている。天正9年(1581)に羽柴秀吉の淡路攻めの際に、秀吉軍の火責めにより炎上し落城したと伝えられている。堀切、土塁、堅堀等の遺構が良好な形で残っている。また本丸・東の丸・西の丸、米倉等が堀切等により曲輪として独立しており、往時の姿を見ることができる。
炬口城跡 県指定(令和2年(2020)3月13日) 	淡路島の中央東岸、大阪湾に面した炬口漁港西にある標高約96mの万歳山の頂上に位置している。炬口城は、戦国時代に淡路水軍を率いた安宅氏が16世紀前半に築城したと伝わっている。城の構造は、本丸・二の丸・出丸からなり、本丸は南北約80m、東西約50mで、四方は最大3mを越える土塁で囲われている。 戦国時代、淡路島を席卷した安宅八家衆の城の一つに数えられ、淡路島に残る城跡の中でも遺構の残りが極めて良好に残っている。
洲本城跡(下の城) 市指定(昭和58年(1983)7月20日) 	洲本城(下の城)は、上の城と一体として築城された。当初の築城は桃山時代だが、現在見られる石垣や堀が造られたのは、蜂須賀氏が淡路支配の拠点を由良から洲本に移した寛永年間(1630年代)以降と思われる。 石垣の内側は礫岩、外側は白い花崗岩を使用しており、見られる城を意識していることが伺える。洲本城跡(下の城)の内、石垣と堀部分が指定区域になっている。
広田家文書 市指定(平成元年(1989)9月27日) 	広田家は、元は淡路の土豪である。文書は広田家に伝わるもので、羽柴秀吉書状1通、石田三成書状2通、仙石秀久書状4通、脇坂安治書状1通の合計8通である。 写真は羽柴秀吉の書状で、本能寺の変から1週間後に書かれた広田氏あての洲本城攻略にかかる協力依頼の手紙である。淡路島が日本の歴史の中で、どのような役割を果たしてきたかをうかがい知る事が出来る、貴重な文書である。
シロミノヤブムラサキ 市指定(平成7年(1995)3月9日) 	洲本城内に生息しているシソ科(旧分類クマツヅラ科)ヤブムラサキの一種で、実は一般的に紫だが、白い実と白い花冠がなることからこの名が付いた。これまで、世界中でこの株以外に白実は報告されていなかったが、大阪府能勢郡豊能町でも発見されている。6月上旬に白い花を咲かせ、11月上旬には実も白くなる。

3. 社会的環境

(1) 人口

洲本市の人口は平成7年（1995）以降減少しており、平成27年（2015）には約44,000人と20年間で約8,000人程度（16.2%）減少している。世帯数については平成12年（2000）以降減少しており、平成27年（2015）には18,081世帯と、15年間で750世帯程度減少している。

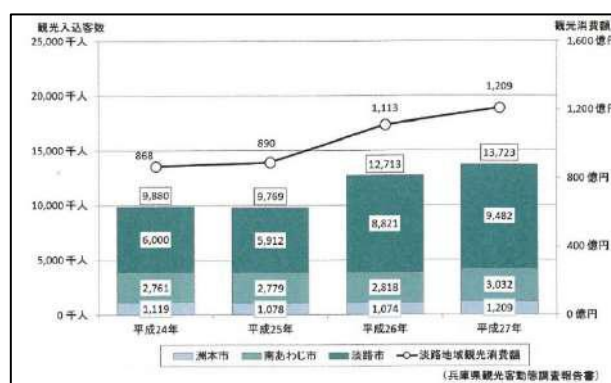
年齢3区分別人口の過去20年間の変化率をみると、年少人口（0～14歳）は38.9%、出産年齢人口（15～64歳）については27.1%減少している一方で、老年人口（65歳以上）は32.3%増加しており、少子高齢化が進行している。



図2-10 人口・世帯数の推移（『洲本市新総合計画』より）

(2) 観光

洲本市の平成24年（2012）から平成27年（2015）までの過去4年間の観光入込客数推移は、平成26年（2014）までは減少傾向で推移しているが、平成27年（2015）には増加に転換し1,209,000人となっている。淡路地域の観光入込客数については、平成26年（2014）に大幅に増加しているが、これは淡路市の観光入込客数の増加が大きな要素となっている。また、淡路地域の観光消費額についても、平成26年（2014）は大幅に増加している。淡路地域の観光入込客数については、3市の構成比をみると、本市は1割程度であるが、本市入込客数の内訳を見ると、洲本温泉の知名度もあり、宿泊客の比率は5割を超えている。



(単位: 千人、億円)

	平成24年		平成25年		平成26年		平成27年	
	入込客数	構成比	入込客数	構成比	入込客数	構成比	入込客数	構成比
淡路地域観光入込客数	9,880	100%	9,769	100%	12,713	100%	13,723	100%
洲本市	1,119	11.3%	1,078	11.0%	1,074	8.4%	1,209	8.8%
うち日帰り客	497	44.4%	474	44.0%	435	40.5%	529	43.8%
うち宿泊客	622	55.6%	604	56.0%	639	59.5%	680	56.2%
南あわじ市	2,761	27.9%	2,779	28.4%	2,818	22.2%	3,032	22.1%
うち日帰り客	2,168	78.5%	2,186	78.7%	2,360	83.7%	2,567	84.7%
うち宿泊客	593	21.5%	593	21.3%	458	16.3%	465	15.3%
淡路市	6,000	60.7%	5,912	60.5%	8,821	69.4%	9,482	69.1%
うち日帰り客	5,793	96.6%	5,699	96.4%	8,618	97.7%	9,268	97.7%
うち宿泊客	207	3.5%	213	3.6%	203	2.3%	214	2.3%
淡路地域観光消費額	868		890		1,113		1,209	

(兵庫県観光客動向調査報告書)

図2-11 淡路地域の観光入込客数と観光消費額の推移
（『洲本市新総合計画』より）

(3) 関連法令

三熊山にある洲本城は「国史跡洲本城跡」（平成 11 年（1999））、三熊山山麓にある蜂須賀氏時代の居館跡のうち堀と石垣は、「市史跡洲本城跡（下の城）」（昭和 58 年（1983））に指定されている。

三熊山は、淡路地域の潜在自然植生を知る上で貴重な照葉樹林が生い茂る植生が存在している。そのため「国立公園 第2種特別地域」（昭和 32 年（1957））に指定されており、緑豊かな自然を保護する必要がある。また三熊山は市街地に近接しているため、一部が「土砂流出防備保安林」や「土砂災害警戒区域」に指定されている。よって図 2-12 のように、史跡洲本城跡の整備を行う際は、それぞれの関係法令に則った整備が必要となる。

分類	関係法令	区分
1) 史跡の 保存・活用	① 文化財保護法	国史跡洲本城跡 洲本城跡(周知の埋蔵文化財包蔵地)
	② 洲本市文化財保護条例	市史跡洲本城跡
2) 自然保護	① 自然公園法	国立公園第2種特別地域
	② 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区
3) 景観	① 風致地区条例	第1、3種風致地区
	② 緑豊かな地域環境の形成に関する条例	第1、2、4号区域
4) 災害対策	① 森林法	土石流出防備保安林
	② 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域
5) その他	① 都市計画法	第1種住居地域・商業地域
	② 兵庫県屋外広告物条例	第1種禁止地域等（三熊山）

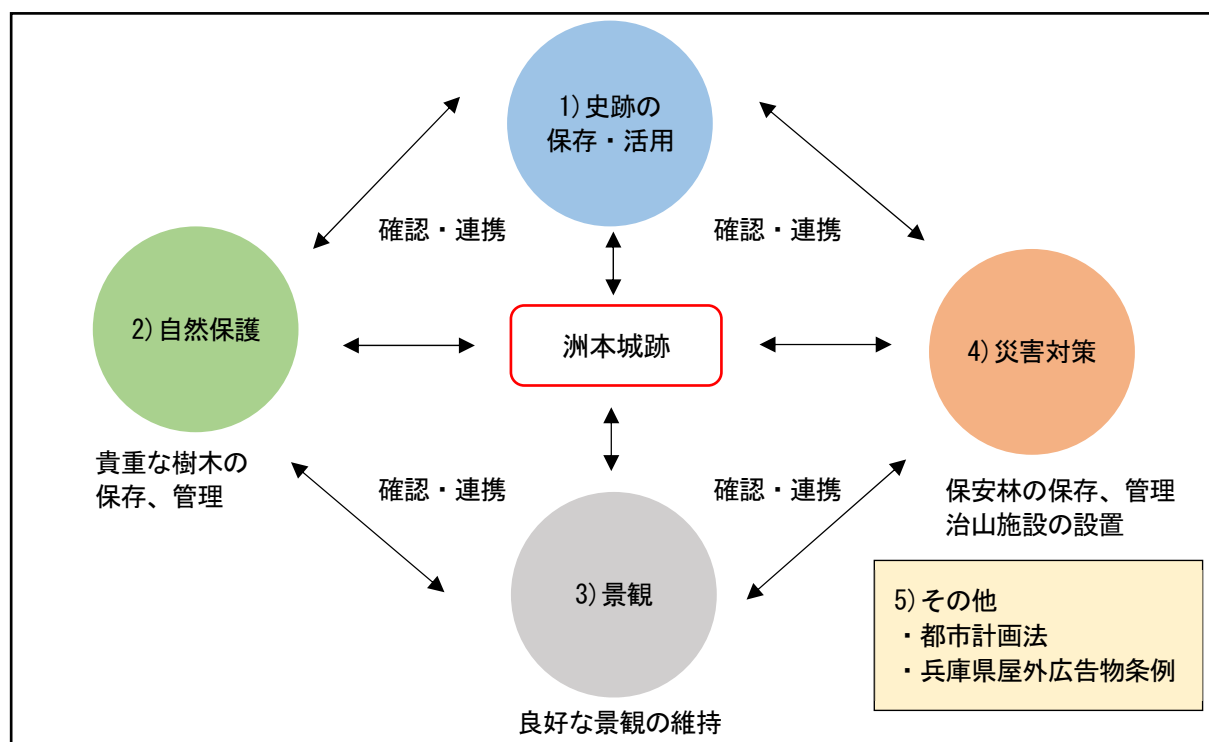


図 2-12 関係法令関係図

1) 史跡の保存・活用

①文化財保護法（文化庁）

三熊山の城跡部分である上の城は、平成 11 年（1999）1 月に「国史跡」に指定されている。「国史跡」とは、文化財保護法第 109 条に基づき、都城跡等の遺跡で我が国にとって歴史上または学術上価値の高いものとして文化庁が指定したものである。現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、文化庁長官の許可が必要である。

また、洲本城跡（下の城）周辺は、「周知の埋蔵文化財包蔵地」である。土木工事等の開発事業を行う場合には、洲本市教育委員会に事前の届出等を提出する必要がある。

②洲本市文化財保護条例（洲本市）

蜂須賀氏時代の居館跡は、昭和 58 年（1983）7 月に「洲本城跡（下の城）」として、市の文化財に指定されている。洲本市指定文化財とは、洲本市文化財保護条例第 5 条に基づき、市の区域内に存する文化財のうち重要なものを指定したものである。現状を変更し、あるいはその保存の方法を変更しようとする場合、または市指定文化財を市の区域外に移す場合は、市教育委員会の許可が必要である。



図 2-13 指定範囲図

2) 自然保護

①自然公園法（環境省）

三熊山全体は、昭和32年（1957）に「国立公園 第2種特別地域」、三熊山東側に面する大阪湾は「国立公園 普通地域」に指定されている。国立公園とは自然公園法第13条に基づき、日本を代表する傑出した自然の風景地として、環境大臣が指定したものである。兵庫県内では、六甲、淡路、西播の3地域が「瀬戸内海国立公園」に指定されている。

「第2種特別地域」とは、特に農林漁業活動について努めて調整を図ることが必要な地域である。特別地域内は、建物の新築、増改築や木竹の伐採等の行為について『自然公園法施行規則』第11条により規制がかかり、環境省への許可が必要となる。許可基準の具体例は『瀬戸内海国立公園（淡路地域）管理計画書』に記載されている。相談や許可申請等の窓口は環境省神戸自然保護官事務所である。

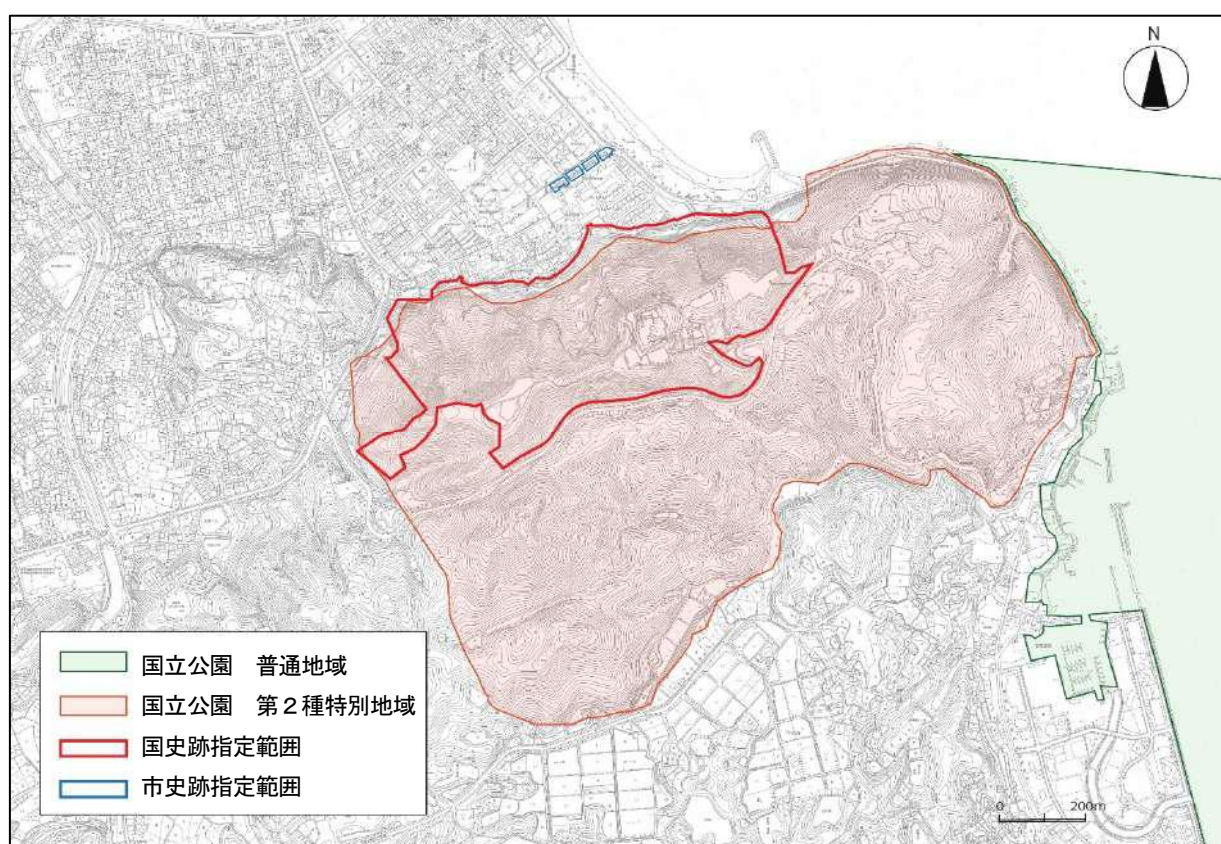


図 2-14 国立公園 範囲図

(参考)『瀬戸内海国立公園（淡路地域）管理計画書』（瀬戸内海国立公園管理事務所）

この計画書は、地域の特色、国立公園管理の実態及び課題をふまえ、風景の管理、公園事業の取扱い、地域の開発・整備への対処、利用者指導、美化清掃、行政間の円滑な調整等について、その取扱い方針をできるだけ明確にし、関係者の合意を図り、現地管理の指針を示している。

三熊山地区の管理方針は、三熊山が洲本市街の背景もしくはランドマークといった望見される場として重要な役割を果たしていることから、特に山頂部及び北面斜面への施設設置にあたっては慎重に対処するとともに、昭和53年（1978）に特定植生群落に指定されているスダジイを中心とした植生の保全に努めることが述べられている。

許可、届出等取扱方針として、建築物、道路、砂防・治山施設、木竹の伐採、土砂の採取、広告物の設置等の具体的な取り扱い基準が記載されている。また公園事業取扱方針として、園地の付帯施設の取扱い等が記載されている。修景緑化指針では、支障木の移植、裸地の緑化、緑化に使用する草本類、緑化に使用する樹種等が具体的に示されている。

また自然公園法に基づき、許可を得なければ採取してはならないものとして環境庁長官の指定する植物の一覧が列挙されている。



写真 2-3 スダジイ（史跡地内）



写真 2-4 スダジイの幹（史跡地内）

②鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（兵庫県）

三熊山の北西及び東側は、「鳥獣保護区」に指定されている。鳥獣保護区とは野生鳥獣の保護・繁殖を図ることを目的として県知事が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第28条第1項の規定に基づいて、一定の区域を20年以内の期間（通常は10年）を定めて指定したものである。区域内では、以下の制限がかかる。

- a. 区域内での鳥獣の捕獲不可。
- b. 県知事が区域内の立木竹に巣箱、給水、給餌施設等を設けることを土地所有者は拒否不可。



図 2-15 鳥獣保護区 範囲図
（「兵庫県鳥獣保護区等位置図」より）



写真 2-5 三熊山鳥獣保護区案内図
（史跡地内）



写真 2-6 表示用看板
（史跡地内）

3) 景観

①風致地区条例（洲本市）

昭和63年（1988）1月に三熊山全体は「第1種風致地区」、三熊山西側と南側及び蜂須賀氏時代の居館跡である下の城周辺は「第3種風致地区」に指定されている。

風致地区とは、都市の風致（樹林地、水辺地等で構成された良好な自然的景観）を維持するため、都市計画法により都市計画で定められる地区のことである。「第1種風致地区」とは、自然的景観の特に優れた樹林地、水辺地等の地区で、現存の風致を維持することが必要な地区である。「第3種風致地区」とは、自然的景観を保持している樹林地、水辺地、住宅地等の地区で、現存の風致を維持することが必要な地区である。

風致地区内では風致の維持を図るために、以下のaからgの行為を行う場合、市長の許可を受けなければならない。（洲本市がaからgを行う場合は、市長との協議が必要）ただし、指定有形文化財等の保存に係る行為の場合、上記の規定は適用しない。この場合、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ市長にその旨を通知しなければならない。

- a. 建築物等の新築、改築、増築又は移転
- b. 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- c. 木竹の伐採
- d. 土石類の採取
- e. 水面の埋立て又は干拓
- f. 建築物等の色彩の変更
- g. 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

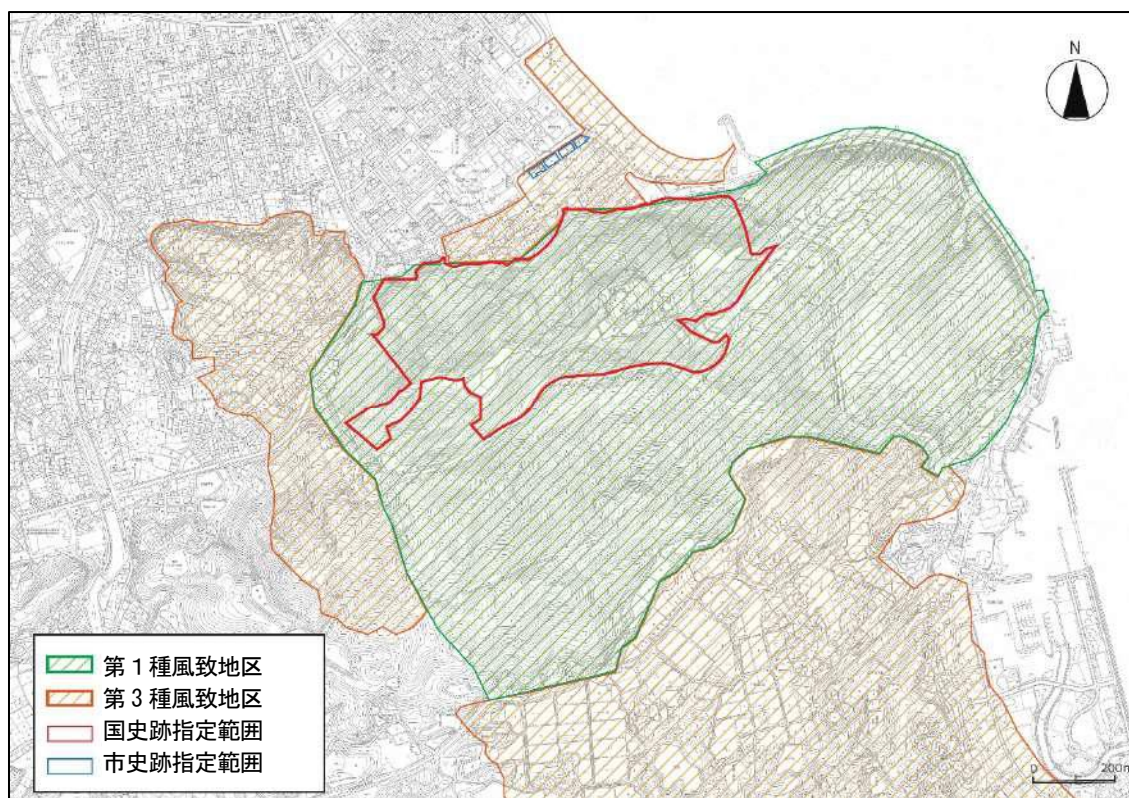


図 2-16 風致地区 範囲図

②緑豊かな地域環境の形成に関する条例（兵庫県）

三熊山周辺は、平成7年（1995）から緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）により「第1号区域（森を守る）」と「第2号区域（森を生かす）」に指定されており、下の城は「第4号区域（まち）」に指定されている。

緑条例とは、緑を軸とし、広域的な見地から土地利用を考えながら、自然に配慮した開発を誘導することにより、自然と調和した地域環境の形成を図ろうとする条例である。

緑条例の施行地域では、1,000平方メートル以上（第1号区域は500平方メートル以上）の規模の開発行為を行おうとする場合は、市町や県との協議、届出等の手続が必要となる。

区域名	区域の概要
第1号区域（森を守る）	森林等、特に緑豊かな地域環境の保全を図るべき区域
第2号区域 （森を生かす）	森林と建築物や公共施設が調和した緑豊かな地域環境の形成を図るべき区域
第3号区域（田園）	農地と建築物や公共施設が調和した緑豊かな地域環境の形成を図るべき区域
第4号区域（まち）	市街地又は相当規模の集落として緑豊かな地域環境の形成を図るべき区域

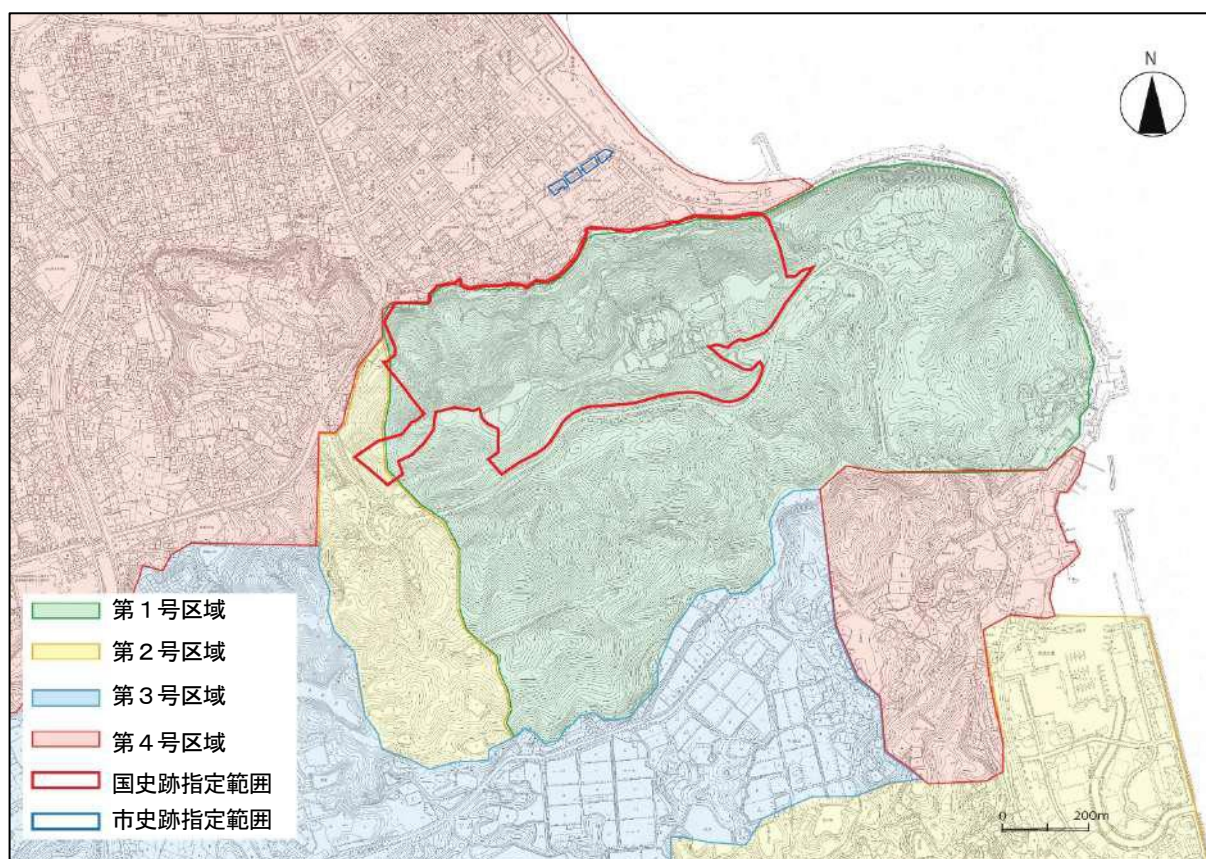


図 2-17 緑条例 範囲図

4) 災害対策

①森林法（農林水産省）

三熊山の北西側、南西側、及び北東側は、保安林に指定されている。保安林とは、森林法第25条により土砂の崩落その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のことである。

三熊山は、雨等による表土の浸食、土砂の流出、崩壊による土石流等を防ぐため「土石流出防備保安林」に指定されている。相談や許可申請等の窓口は洲本農林水産振興事務所である。保安林は以下aとbの行為を行う場合、都道府県知事の許可が必要となる。cにより伐採跡地は、指定施業要件に従って植栽することが必要となる。

a. 立木の伐採

許可要件：伐採の方法が、指定施業要件（注1）に適合するものであり、かつ、指定施業要件に定める伐採の限度を超えないこと（間伐及び人工林の択伐の場合は、知事への届出が必要）

（注1）指定施業要件：保安林の指定目的を達成するため、個々の保安林の立地条件等に応じて、立木の伐採方法及び限度、並びに伐採後に必要となる植栽の方法、期間及び樹種が定められている。

b. 土地の形質の変更

許可要件：保安林の指定目的の達成に支障を及ぼさないこと

c. 伐採跡地へは指定施業要件に従って植栽すること

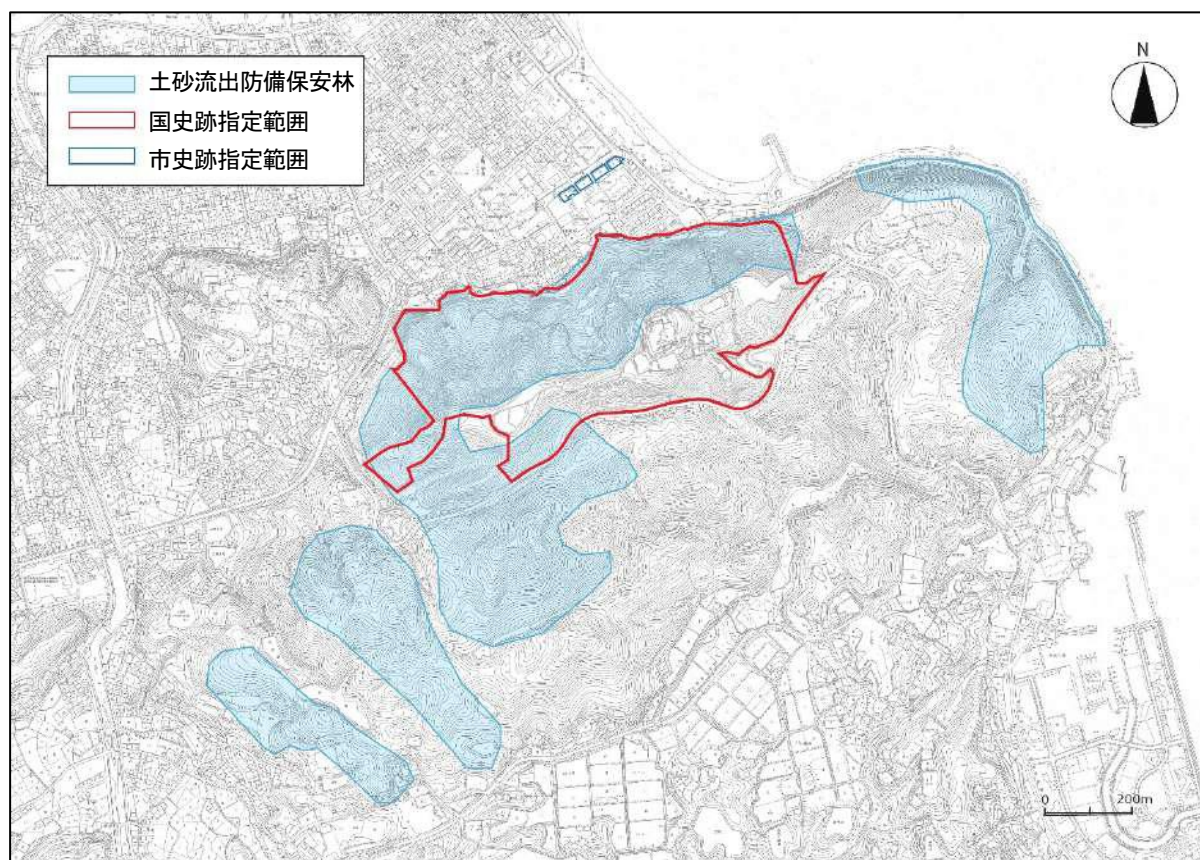


図 2-18 土砂流出防備保安林 範囲図

②土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（国土交通省）

三熊山の北斜面の一部は、「土砂災害警戒区域」に指定されている。さらに、その中の一部は「土砂災害特別警戒地域」に指定されている。

土砂災害警戒区域とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下土砂災害防止法）によって指定された区域である。土砂災害防止法とは、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地抑制、既存住宅移転促進等の対策を推進しようとするものである。

都道府県が基礎調査の実施によって、土砂災害の恐れがある区域を「土砂災害警戒区域」に指定している。土砂災害警戒区域のうち、建築物に損傷が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域は「土砂災害特別警戒区域」に指定される。

それぞれの区域では、以下の規制内容がかかる。

区域名	規制内容
土砂災害警戒区域	1. 市町村地域防災計画への記載 2. 災害時要援護者関連施設の警戒避難体制 3. 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底
土砂災害特別警戒区域	1. 特定開発行為に対する許可制 2. 建築物の構造の規制 3. 建築物の移転等の勧告及び支援措置

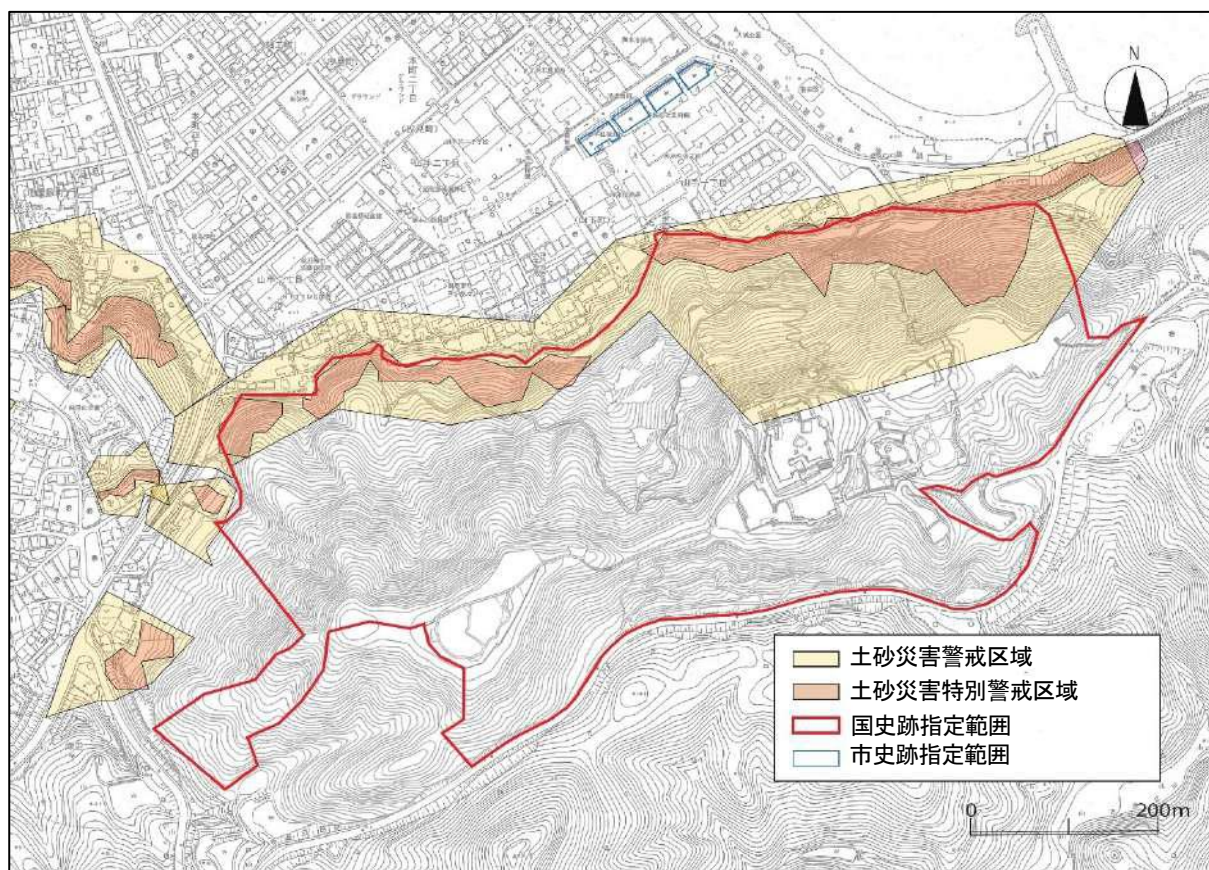


図 2-19 土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域 範囲図

5) その他関係法令

①都市計画法（国土交通省）

下の城は「第1種住居地域」と「商業地域」の用途地域に指定されている。用途地域とは、都市計画法第8条に基づき、住居、商業、工業等、市街地の大枠としての土地利用を定めるものである。市街地では用途地域を指定することで、建築物の用途や建ぺい率、容積率等の規制がかかる。

「第1種住居地域」とは住居の環境を守るための地域であり、容積率は200%、建ぺい率は60%に指定されている。「商業地域」とは銀行、飲食店、事務所等の商業等の業務の利便の増進を図る地域であり、下の城周辺は、容積率は500%、建ぺい率は80%に指定されている。

なお、用途地域による用途の制限（用途制限）に関する規制は、主に建築基準法令の規定による。

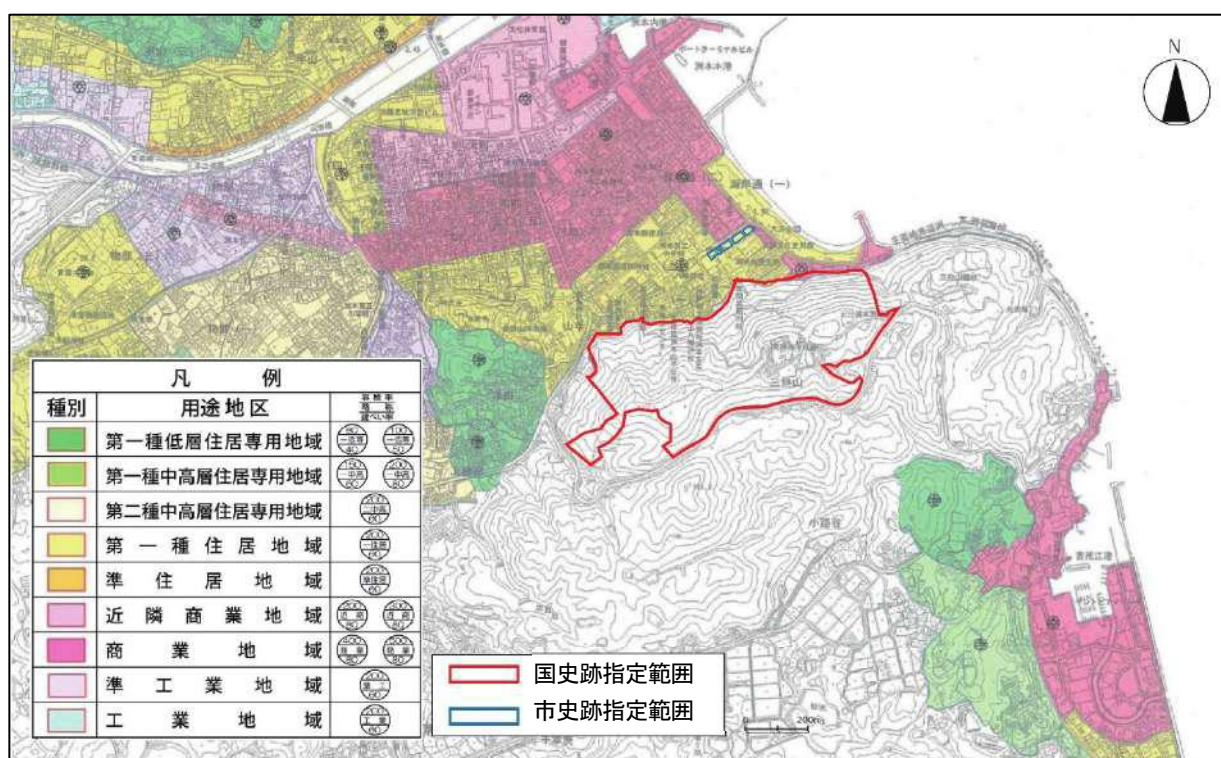


図 2-20 都市計画図

②兵庫県屋外広告物条例（兵庫県）

兵庫県屋外広告物条例は、屋外広告物及び広告物を掲出する物件並びに屋外広告業について必要な規制を行うことにより、良好な景観若しくは風致（自然の美しさ）の維持及び公衆に対する危害を防止し、併せて地域の良好な景観の形成を図ることを目的としている。屋外の公衆に、常時又は一定期間継続し看板等の工作物を利用して表示するものが対象となる。

条例が適用される区域は、「許可地域等」と「禁止地域等」のいずれかに区分され、三熊山周辺は「禁止地域等」に区分されている。禁止地域等は第1種から第3種の3つに分けられ、三熊山周辺の国立公園に指定されている範囲は「第1種禁止地域等」に指定されている。禁止地域では、原則として屋外広告物の表示・設置が禁止されているが、社会生活上必要な広告物として、自家用広告物、道標・案内図板等、案内誘導広告物の場合、設定された基準に従うことで適用が除外される。

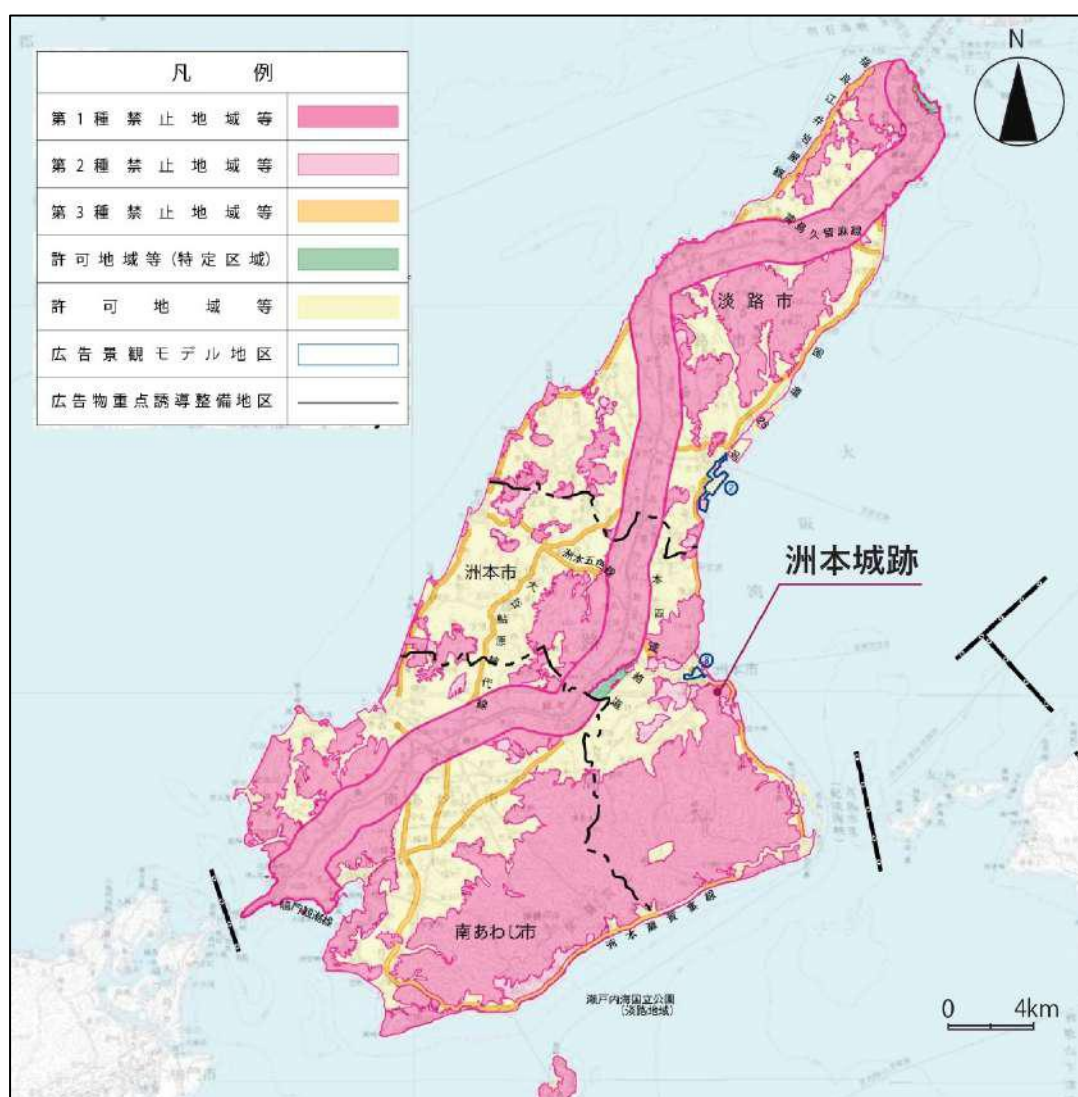


図 2-21 兵庫県屋外広告物条例 範囲図（「地域種別の概要図」より 一部追記）